

仕 様 書

- 1 件名 骨密度測定装置 一式の購入
- 2 内容 骨密度測定装置 一式の購入 及び 放射線科 X 線室新設工事
- 3 購入機器の規格 別紙 1「機器構成明細」の通り
- 4 工事内容 別紙 2「放射線科 X 線室新設工事仕様書及び図面」の通り
- 5 履行期限 令和 8 年 3 月 31 日
- 6 納入場所 名古屋市北区平手町 1 丁目 1 番地の 1
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター 中央放射線部
- 7 指定場所への納入等
 - (1) 購入物品の納入に当たり、機器等の搬入、撤去、据付、結線、設定及び調整等に関しては、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「病院」という。）担当者の指示に従うとともに、必要に応じて協議し、十分調整を行った上で実施すること。
 - (2) 購入物品の搬入、据付及び動作確認は、納期までに終えること。
 - (3) 設置された購入物品は使用できる状態に調整し、病院が交付する固定資産シールを貼付の上、引き渡すこと。
- 8 費用負担
 - (1) 購入物品の搬入、据付、動作確認を始め、装置を使用できる状態に調整して引き渡すまでの一切の費用は、売渡人の負担とする。
 - (2) 上記(1)に記載する一切の費用には、本仕様書「9 検査」、「10 付帯事項」、「11 妨害又は不当要求に対する届出義務」及び「12 グリーン配送に関する事項」各条項に記載された設備の設置、必要物品・資材の調達、工事・作業・業務・処置の実施等に伴い発生する全ての費用を含むものとする。
- 9 検査
 - (1) 契約締結後、速やかに本件購入物品の納入日程等について、病院経営課（以下「経営課」という。）の指示を受けること。
 - (2) 据付後、外部から確認できない機器等については途中で写真撮影等を行い、経営課に提出すること。契約締結後、病院が指定する検査員（以下「検査員」という。）の指示を受けること。
 - (3) 機器の据付を完了したときは、検査員に報告し、検査員の指定する日に完了検査を受けること。完了検査の際は、作動させて機能の確認を行うことがある。機器構成、銘柄型番の表示、性能機能等について説明できる者が立ち会うこと。
 - (4) 完了検査を受けた後、直ちに納品書を経営課に提出すること。
 - (5) 売渡人は、検査員の検査に係る指示に従うものとし、検査員から納入物品についての説明、資料提出等を求められた場合は、速やかに対応するものとする。上記の検査以外にも、履行の確保等のため検査員が必要と判断した場合は、中間検査を実施することがある。
 - (6) 納入検査において合格と認められないときは、売渡人は病院担当者の指定する期日までに装置等の取換え又は補正を行うこと。
 - (7) 上記の手続は、いずれも売渡人がその負担により行うこととし、据付途中の写真撮影、納品書の提出等検査に直接要する費用と検査のため変形、変質、消耗又はき損した物品の損失はすべて売渡人の負担とする。
- 10 付帯事項

その他付帯事項として、以下の要件を満たすこと。

(1) 装置据付関連業務

- ア 設置場所については、病院職員の指示によること。
- イ 病院施設側電源設備以外に必要な電源設備、給排水設備、配管設備等がある場合、売渡人において用意すること。
- ウ 購入物品の搬入、据付、配管、配線、調整、撤去、既存設備との接続については、病院の診療業務に支障をきたさないよう病院担当者と協議の上その指示によること。また、搬入の際には売渡人が立会い、病院の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように務め、必要があれば納入経路に養生等を施すこと。また、万一、病院の建物、設備等に損傷を与えた場合は、売渡人の責任において現状に復するものとする。
- エ 購入物品の稼動に必要なケーブル及びコネクタ類は全て本契約に含めて用意すること。
- オ 工事が必要な場合は、納期、工事期間のスケジュールの打合せを事前に行いそのスケジュールに従い完了すること。
- カ 必要に応じて、防火区画を貫通配線する場合は、貫通個所に適法な処置を施すこと。
- キ 上記、アからカに関し、不都合が生じた場合は、病院担当者の指示に従うこと。

(2) 保守体制

- ア 納入検査確認後から1年間は無償保証期間とすること。
- イ 購入物品が正常に動作するように、無償保証期間中は定期的に点検、調整を行い、動作に支障が生じないように努めること。
- ウ 定期的な点検を実施できる体制を有し、緊急時にも迅速な対応を行うこと。
- エ 購入物品の運用を円滑にするための技術サポートを行うこと。
- オ 保守に関わる装置、機器の消耗品及び劣化した部品は交換可能であること。

(3) 教育体制

- ア 購入物品の据付及び調整終了後、病院の求めに応じ、操作指導者を派遣し、操作トレーニングを必要日数行うこと。また、必要に応じて、導入装置と同式装置にて実際の操作あるいは、オリエンテーションを病院職員が受ける機会を設けること。
- イ 購入物品稼動後も必要に応じて操作指導者を派遣し、操作トレーニングを行うこと。
- ウ 教育訓練及び取扱説明については、病院が指定する日時、場所で行うこと。
- エ 各購入物品の操作マニュアルは、日本語版を各3部提出すること。

(4) その他

- ア 購入物品に関し必要な耐震対策を講じること。
- イ 購入物品納入後に新たに必要と思われる周辺機器が生じた場合は、売渡人は、協議に応じること。
- ウ 付帯設備の変更が必要な場合は、事前承認を得ること。なお、給電、照明等設備の変更が必要な場合は、承認後着工するものとし、設置工事、内装工事及び設備の変更に関わる費用は、売渡人の負担とする。
- エ 無償保証期間中に生じたトラブルは十分把握し期間終了前に完全な機能状態とすること。なお、期間中の故障状況はその都度報告承認を受けること。
- オ 本契約にて納入する本体及び付属品については、納入時における保険診療上の施設基準等を満たす仕様であること。
- カ 現有機を廃棄する場合は、貼付されていた固定資産シールを病院担当者へ渡すこと。
- キ その他、本仕様書に記載のない事項については、適宜病院担当者との協議に応じることとし、詳細については、病院職員の指示に従うこと。

11 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 売渡人は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履

行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、病院へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

- (2) 売渡人が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

12 グリーン配送に関する事項

別記「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守すること。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。））が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・L P ガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) L P ガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

機器構成明細

メーカー名	品名・規格	数量
GE ヘルスケアジャパン	X 線骨密度測定装置 PRODIGY Fuga	1
	(内訳)	
	enCORE 専用コンソール PC	1
	PRODIGY シリーズ用電源ケーブル	1
	enCORE ソフトウェア	1
	PRODIGY ソフトウェアパッケージ	1
	非定型骨折解析ソフト	1
	Integrated TBS	1
	ハンド ソフトウェア	1
	Advanced Hip Assessment ソフトウェア	1
	DVA ソフトウェア	1
	人工股関節ソフトウェア	1
	Orthopedic Knee	1
	操作用モニタ	1
	Japan Keyboard	1
	50ft ケーブル	1
	USB HD	1
	TBS calibration phantom	1
	Lunar OA ラック	1
	操作用椅子	1
	矢崎 CHA-4・ステップ台	1
	防護衝立 (130cm)	1
	製品パネル PRODIGY Fuga	1
	レーザープリンタ	1
	Lunar 搬入・据付・調整費	1

メーカー名	品名・規格	数量
	モニタ/PC 用電源ケーブル	1
	TAP (2m)	1
	Prodigy 機器導入時トレーニング 1 日 (保証期間内有効)	1
	アドバンテージネットワーク接続 3 台以内 (Lunar 同時契約用/検収後 2 年間有効)	1
	ADVANTAGE NW RIS 接続作業 (Lunar 用/検収後 2 年間有効)	1
	既設装置撤去、廃棄費用	1

放射線科 X 線室新設工事 仕様書

場所 名古屋市北区平手町 1 丁目 1 番地の 1
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター
期限 令和 8 年 3 月 31 日

1 工事内容

本工事は、1 階放射線科ポータブル装置置場を改修し、骨密度測定装置を設置するための X 線室（放射線防護仕様）とするため、ポータブル装置置場の既設内装を解体撤去し、新たに放射線防護鉛貼り工事、内装工事、電気工事を行うものである。

(1) 解体撤去工事

既設壁と内装材を撤去し、搬出处分すること。

(2) 放射線防護鉛貼り工事

放射線防護鉛（0.5mm）を貼った石膏ボード（9.5mm）を新設すること。

既設天井裏に鉛板（0.3mm）を敷くこと。

既設防護壁との接続処理をすること。

コンセントスイッチに放射線防護を施すこと。

(3) 内装工事

新設壁の下地調整をし、ビニールクロスを貼ること。

床全面に長尺塩ビシートを接着剤で貼り、シートのつなぎ目は溶接棒で処理すること。

新設壁面にソフト巾木を張り付けること。

既設建具つけ枠の見切り処理をすること。

(4) 電気設備工事

通路側入口上部に「使用中表示灯」を新設し、配線配管工事を行うこと。

照明スイッチの新設を行うこと。

(5) 仮設工事

通路と部屋の入口の間に仮設間仕切りを設置し、通路側に埃等が飛散しないようにすること。

2 その他

(1) 関連既存設備について、実施前に十分調査及び調整を行うこと。

(2) 作業前に関係者と綿密な打合せを行うこと。

(3) 作業時間は、土日祝日の 9:00～17:00 を原則とする。

(4) 作業においては、危険防止に留意し、病院の業務に支障をきたさないように配慮すること。

(5) 作業にあたり必要な電力、水は、病院のものを使用することができる。

(6) 本仕様書に定めるほか、受託者は公立大学法人名古屋市立大学契約規程（平成 18 年公立大学法人名古屋市立大学達第 78 号）その他関係法規に従うこと。

(7) 作業中疑義が生じた場合は、速やかに病院と協議すること。

(8) 既存の建物などを汚損、損傷した場合は、受託者の責任において速やかに原状に復旧すること。

(9) 工事完了に伴い、下記の成果物を提出すること。

工事写真（2 部）・完成図その他関係書類及び各種電子（CAD・PDF）データ

(10) 受託者は、別記「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守すること。

(11) 受託者は、別記「情報取扱注意項目」を遵守すること。

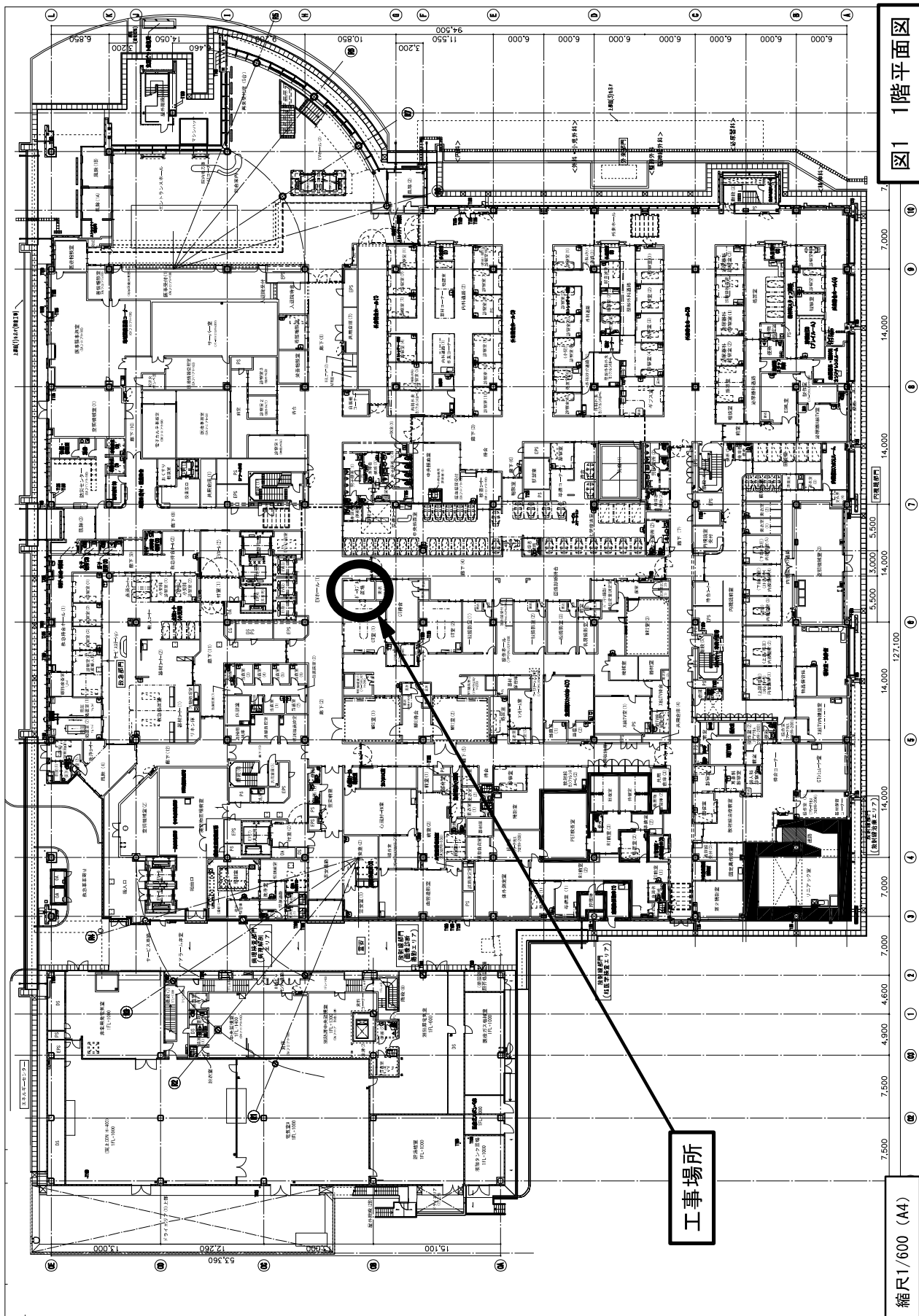


図1 1階平面図

縮尺1/600 (A4)

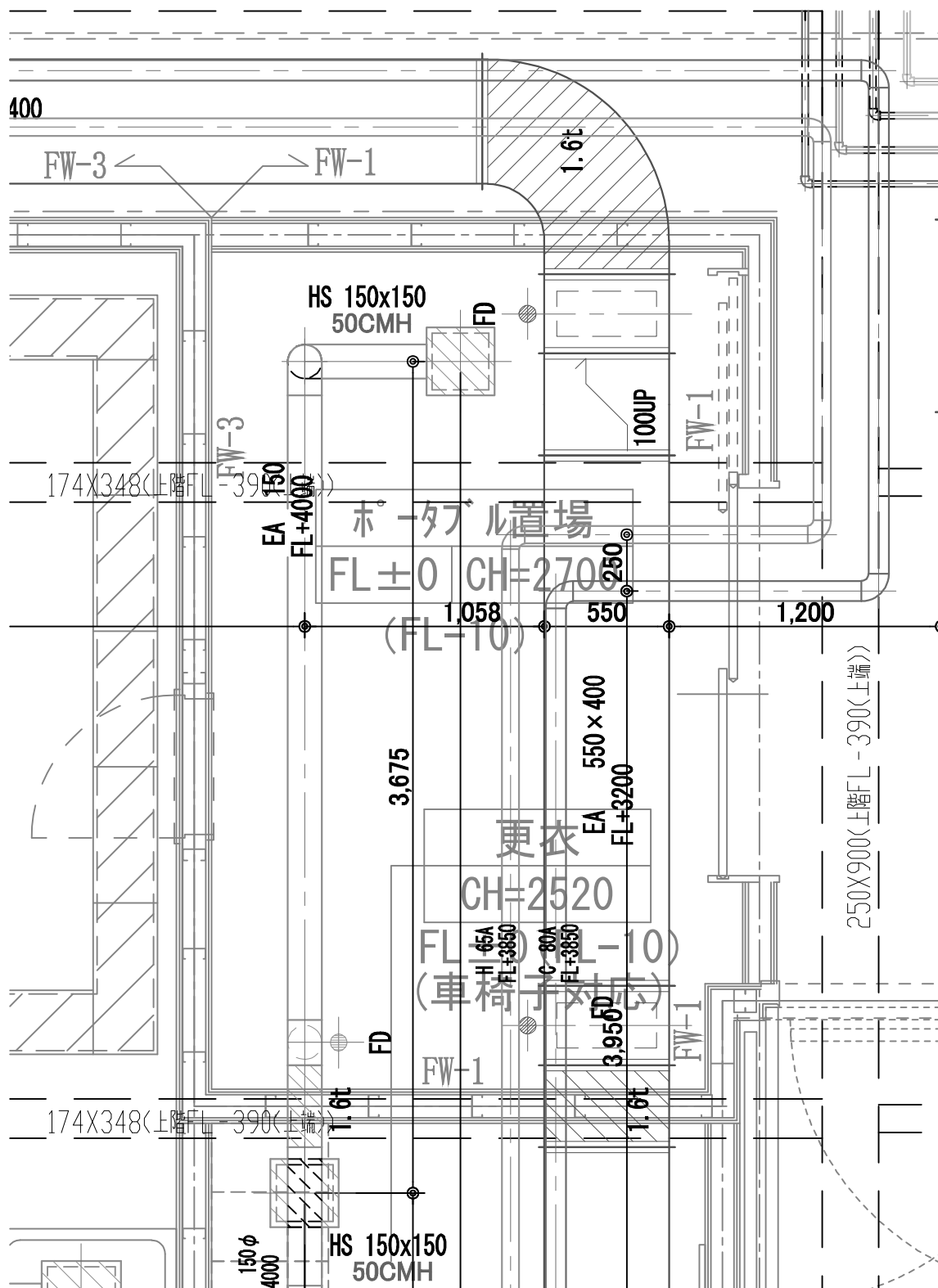


図3 1階放射線科ポータブル置場天井内詳細図 縮尺1:25

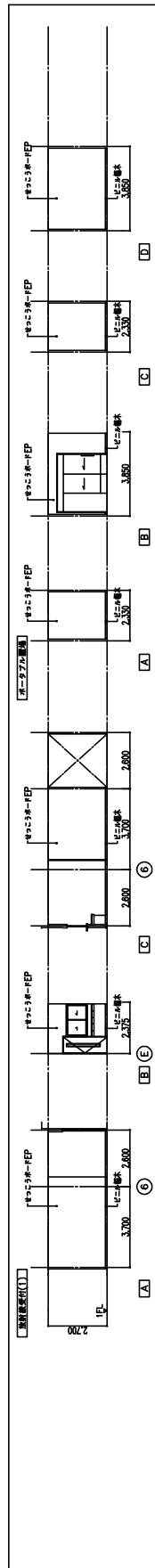


図4 1階放射線科ポータブル置場既設展開図

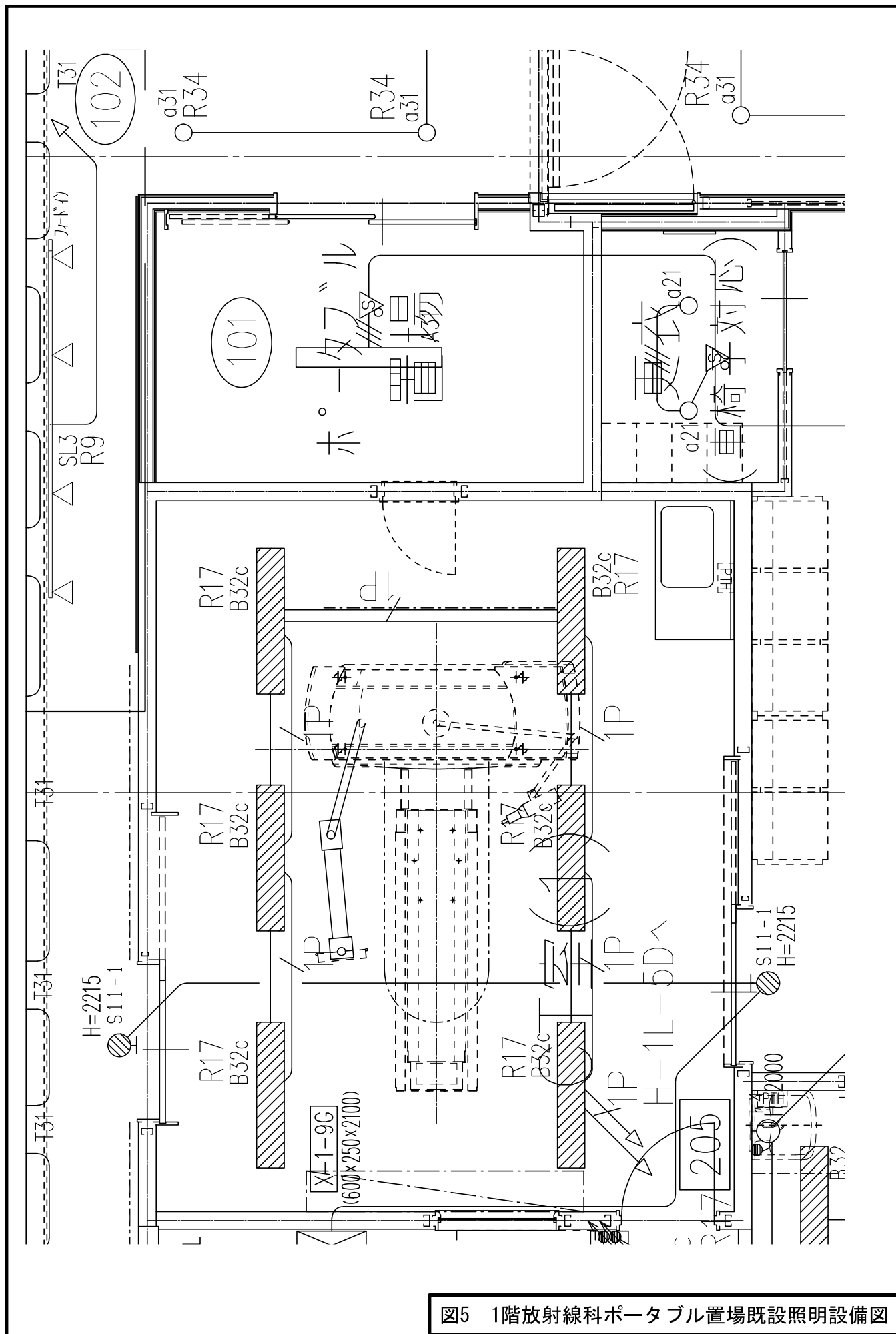


図5 1階放射線科ポータブル置場既設照明設備図

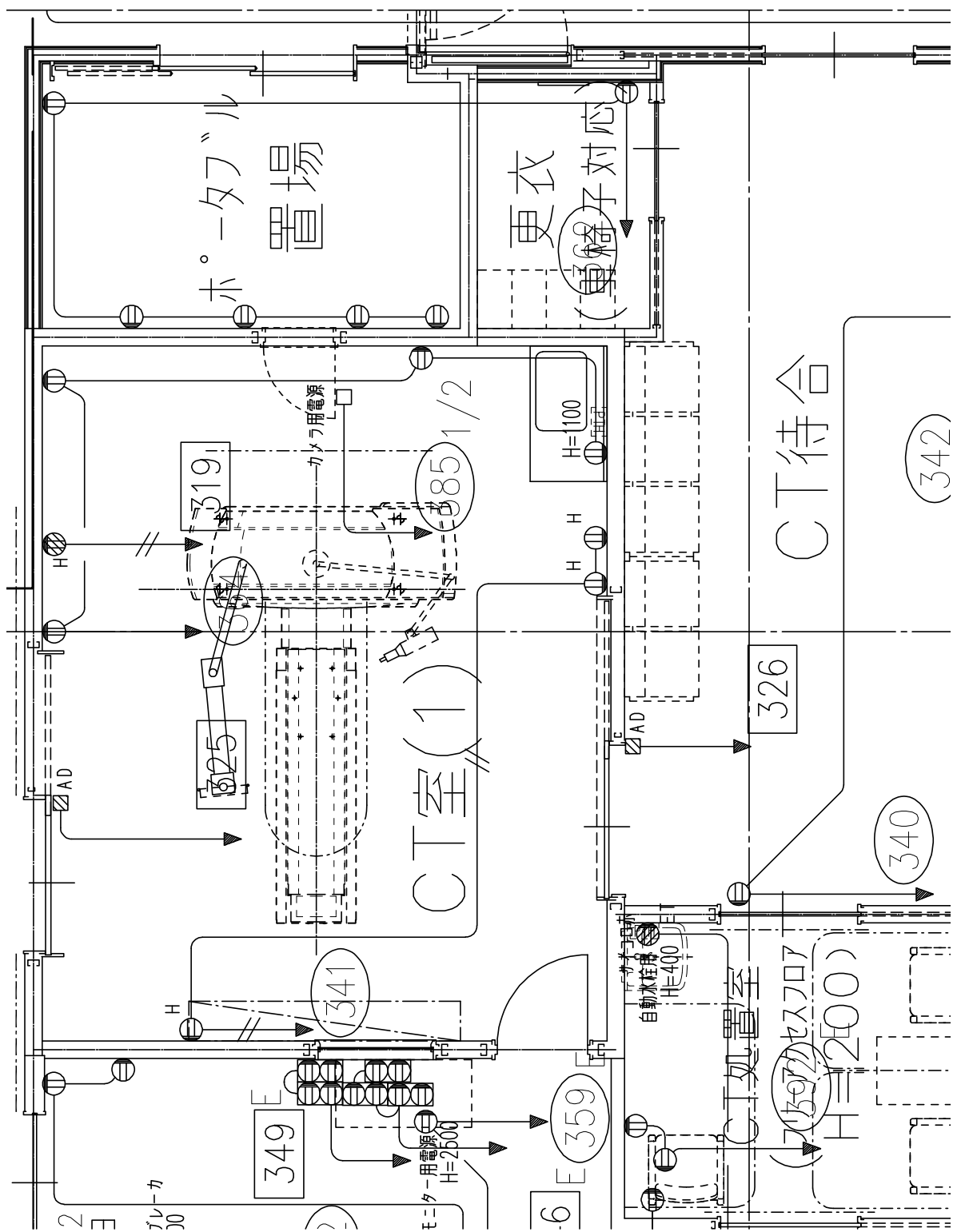
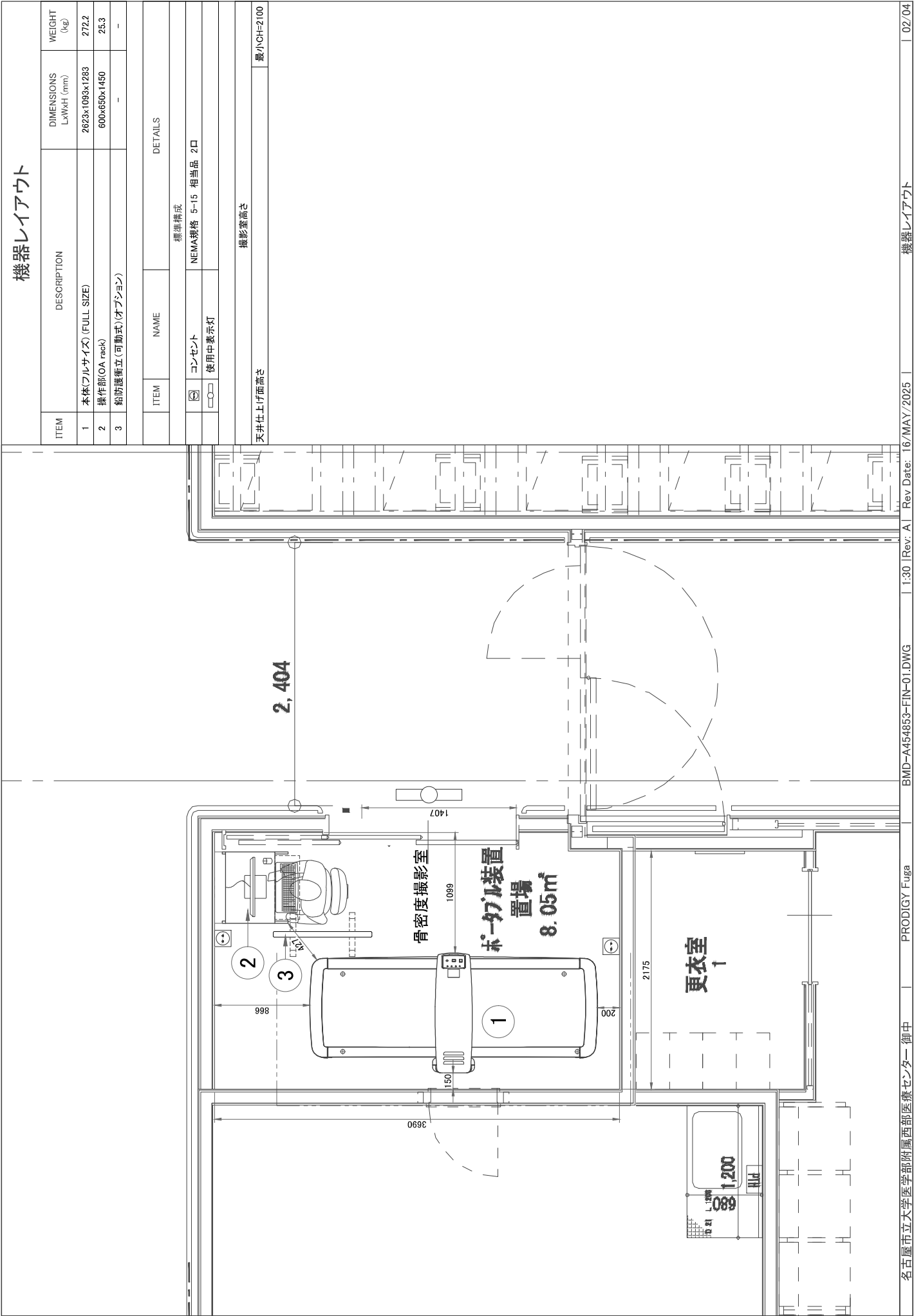


図6 1階放射線科ポータブル置場既設コンセント設備図

[illegible]



温湿度条件

稼働環境

患者様とオペレーターの快適性を確保し、以下の範囲内を維持する必要があります。

温度	最小	推奨	最大
	18°C	22°C	27°C
温度変化	≤ 1.5°C/h		
相対湿度(1)	20% to 80%		
湿度変化	≤ 10%/h		

発熱量	待機状態	最大
	0.04 kW	0.56 kW

保管環境

温度	-30°C to +65°C
相対湿度 (1)	0 to 95%
気圧	500 hPa to 1060 hPa

(1) 結露しないこと

NOTE

エアコン等の空調機器は装置の上に設置しないようにするか、水滴落下防止の対策をお願いします。

搬入経路

- 装置設置場所付近に、搬入及び開梱のために必要なスペースの確保をお願いします。
- 搬入経路上のすべてのドア、廊下、天井高の寸法が当装置の搬入に支障がないかのご確認をお願いいたします
- 搬入経路が装置および輸送用設備の重量に耐えることのご確認をお願いいたします

搬入時寸法

装置	寸法			重量
	長さ	幅	高さ	
本体(フルサイズ・ベッド)	2623 mm	1093 mm	1283 mm	272.2 kg

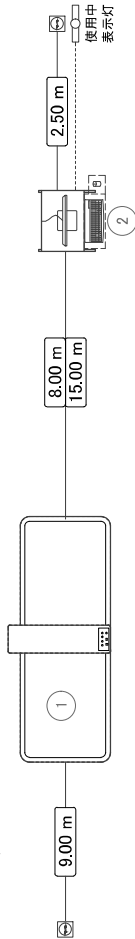
電源仕様

電源設備に関する条件

本装置の電源仕様は下記の通りです。

- 電源電圧及び電源入力:
 - 単相AC 100V
 - 本体電源容量 : 1.5KVA/100V
 - 操作部電源容量 : 1.0KVA/100V
 - 使用コンセントタイプ : 100V/15A
 - 埋込コンセント : NEMA規格5-15相当品
- 定格電源周波数 : 50/60Hz
- 電圧降下5%以下の事(但し最大電力使用時、給電線インピーダンス含む)
- 容量電圧範囲 : 95~110V(−5%~+10%)
- 電撃に対する保護の形式による分類 : クラス I 機器
- 電撃に対する保護の程度による装着部の分類 : B形装着部を持つ機器
- 接地工事 : D種接地

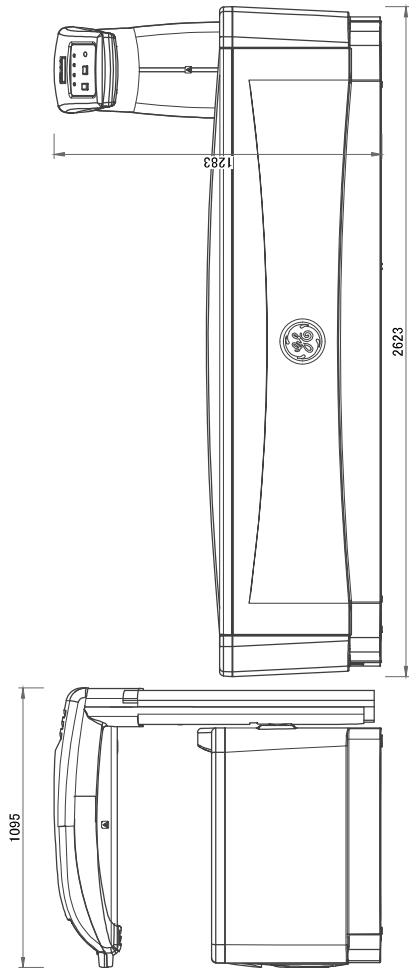
ケーブル長



側面図/正面図

側面図

正面図



SCALE 1:20

免責事項

一般要求事項

- 弊社は、契約に含まれていない関連機器（例として照明、カセットレレイ、放射線防護製品など）の設置について責任を負いかねます。
- 詳細図面には弊社機器および関連機器の設置場所、電気配線等の推奨事項が記載されています。
- 弊社が提供するレイアウト、施設の寸法、設置前の作業および電源供給の詳細は、現場での調査に基づく情報およびお客様の要望を元に作成されております。
- 機器レイアウト作成にあたり参照した部屋の寸法は、過去のレイアウトを参照する場合があります。この場合、現場で検証されていない可能性があります。弊社は情報の不足による問題については一切責任を負いかねます。
- 提示している寸法は仕上り面からの距離を基本としております。
- 図面上の構成と実際の構成は異なる場合があります。
- この詳細図面がお客様によって承認された後に種々の変更が必要になる場合は更なる調査、検討が必要となる場合があります。この詳細図面がお客様に示す箇所が異なります。
- 機器レイアウトには各装置の相互接続を示す箇所があります。この接続には関連する法規制がある場合があります。これらの規制への対応はお客様にてご確認をお願いいたします。
- 機器の設置に必要な作業は、関係する法規制の建築基準および安全基準に準拠して実施する必要があります。
- これらの図面は、実際の建設目的では使用しないでください。弊社はそれによって生じるいかなる損害に対して責任を負いかねます。

お客様の責任

- 詳細図面に記載された仕様に従って環境を整備することは、お客様の責任です。チェックリストはGEIによって提供されています。すべての要件が満たされ、チェックリストおよび最終調査で規定されるすべての仕様に準拠していることを確認するのはお客様の責任です。弊社担当者（PMI）は、お客様と協力してフォローアップを行い、チェックリスト内のアクションが完了していることを確認し、必要に応じて出荷日と設置日の再調整を支援します。
- 設置に先立って、構造設計者は、設置されるシステムの荷重を確実に指示、運搬できるように床と天井が設計されていることを確認する必要があります。構造要素への追加のレイアウト、寸法、適切な取り付け方法の選択は、構造設計者のみが行えます。天井、床または壁に機器を支える荷重支持構造の実施はお客様の責任で行ってください。

放射線防護

- 適切な放射線防護は、適切な有資格者によって法規制と合致した形で決定される必要があります。弊社は放射線防護の仕様または規定に責任を負いかねます。

THE UNDERSIGNED, HEREBY CERTIFIES THAT I HAVE READ AND APPROVED THE PLANS IN THIS DOCUMENT.		
DATE	NAME	SIGNATURE

機器設置前要件

参照マニュアル		
マニュアル名		文書番号
各機種指定のPre-installation Manual (設置前マニュアル)		図面表紙 右下参照
Pre installation資料は、右記のWebsiteからご参照頂けます。 https://www.gehealthcare.com/support/manuals		

参照マニュアル

- 本図面は弊社Pre installation manual（設置前マニュアル）を基に作成されています。機器の設置計画や準備にあたりPre installation manual（設置前マニュアル）を必ずご参照願います。
- 弊社のサイト準備チェックリストに記載されている項目は、機器搬入にあたり必須の項目になります。円滑な機器搬入の為、必ずご確認ください。

サイト準備チェックリスト		
モダリティ	文書番号*	
CT	DOC2949059	
一般撮影装置、マンモグラフィ、骨密度測定装置	DOC2949063	
全モダリティ データシート	DOC2949068	
*各資料は、右記のWebsiteからご参照頂けます。 https://www.gehealthcare.com/support/manuals		

- 本図面の変更が必要な場合は、必ず事前に弊社担当者（PMI）へ書面にてご連絡ください。
- 機器設置にあたり、特殊搬入・改修工事が必要な場合は予めご準備をお願い致します。ご要望に応じて、弊社担当者（PMI）から請負業者の参照リストを提供できます。
- 機器設置にあたっては、以下の項目につきご提供及び使用許可をお願い致します。
 - 機器設置場所、調整期間中の物品置き場及び作業スペースの確保
 - 作業用工具の電源
 - トイ
- 機器の開梱スペースの確保をお願い致します。
- CTシステムの場合、撮影室は弊社の振動制限を満たす必要があります。必要に応じて専門業者へ、施設の設計変更・改修のご相談を願います。弊社の振動制限詳細については、Pre installation manual（設置前マニュアル）をご参照ください。

(別記)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。